

令和6年山形県教育委員会3月定例会

令和6年3月18日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 第78回国民スポーツ大会冬季大会結果について

(スポーツ保健課競技力向上・アスリート育成推進室)

(2) 新庄新高校（仮称）の校名・校章・校歌の検討について

(高校教育課高校未来創造室)

(3) 令和6年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要について（高校教育課）

5 議 題

議第1号 山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱の一部改正について（高校教育課）

議第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について（教育政策課、教職員課）

議第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について（教育政策課）

議第4号 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について（スポーツ保健課）

議第5号 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則の制定について（教職員課）

議第6号 教育委員会職員の人事について（教育政策課）

議第7号 教職員の人事について（教職員課）

6 閉 会

議第 1 号

山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに
関する要綱の一部改正について

山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱を
別紙のとおり一部改正する。

提 案 理 由

山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会から提出された報告書を踏ま
え策定した山形県公立高等学校入学者選抜方法改善方針に基づき、入学定員の充足率
向上を図るため、山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに
関する要綱を一部改正する必要があると提案するものである。

令和6年3月18日提出

山形県教育委員会

教育長 高橋 広 樹

山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱
新旧対照表

現行	改正案
第1条 一略一	第1条 一略一
第2条 一略一	第2条 一略一
(1) 一略一	(1) 一略一
(2) 志願者 推薦入学者選抜及び一般入学者選抜における入学志願者をいう。	(2) 志願者 推薦入学者選抜、 <u>一般入学者選抜及び前期（特色）選抜</u> における入学志願者をいう。
(3)～(5) 一略一	(3)～(5) 一略一
第3条 山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して8割に満たない学科がある学校について、校長の申請により、県外からの志願者受入れを承認することができる。この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。	第3条 山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、直近 <u>2年</u> における入学定員に対する合格者数の割合が連続して <u>9割</u> に満たない学科がある学校について、校長の申請により、県外からの志願者受入れを承認することができる。この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。
2 一略一	2 一略一
第4条 一略一	第4条 一略一
(1) 一略一	(1) 一略一
(2) 推薦入学者選抜を実施する学校においては、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の募集人員は、合わせて10パーセント程度までとし、その配分は学校が定めるものとする。	(2) 推薦入学者選抜又は <u>前期（特色）選抜</u> を実施する学校においては、推薦入学者選抜又は <u>前期（特色）選抜</u> 及び一般入学者選抜の募集人員は、合わせて10パーセント程度までとし、その配分は学校が定めるものとする。
(3) 一略一	(3) 一略一
第5条～第12条 一略一	第5条～第12条 一略一
第13条 審議委員会に関する庶務は、教育庁高校教育課にて処理する。	第13条 審議委員会に関する庶務は、 <u>教育局</u> 高校教育課にて処理する。
第14条～第15条 一略一	第14条～第15条 一略一

山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱

山形県教育委員会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがある場合を除き、山形県公立高等学校入学者選抜（以下「入学者選抜」という）における県外からの志願者受入れに関する事務手続その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 山形県立高等学校（「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」第2条1号に規定する学校を除く。）をいう。
- (2) 志願者 推薦入学者選抜、一般入学者選抜及び前期（特色）選抜における入学志願者をいう。
- (3) 県内志願者 志願者のうち保護者とともに県内に居住する者をいう。ただし、一家転住等や「通学の便」を理由として教育長が志願を許可した者は県内志願者とみなす。
- (4) 県外志願者 (3)以外の志願者をいう。
- (5) 学科 山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月教育委員会規則第3号）別表第1に定める設置学科のうち大学科をいう。

第2章 県外志願者受入れの承認

(県外志願者受入れの承認)

第3条 山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、直近2年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して9割に満たない学科がある学校について、校長の申請により、県外からの志願者受入れを承認することができる。この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。

2 県外からの志願者受入れを希望する校長は、教育長が別に指定する期日までに、「県外からの志願者受入れのための申請書」（別記様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

(受入人員)

第4条 県外志願者の募集人員及び合格者の人数は、原則として次のように定める。

- (1) 県外志願者の募集人員は入学定員の10パーセント程度までとし、学校が定めることとする。
- (2) 推薦入学者選抜又は前期（特色）選抜を実施する学校においては、推薦入学者選抜又は前期（特色）選抜及び一般入学者選抜の募集人員は、合わせて10パーセント程度までとし、その配分は学校が定めるものとする。
- (3) 一般入学者選抜において、志願倍率が1倍を超えない場合は、学校が定める県外志願者の募集人員を超えて県外志願者を合格とすることができる。

(承認の見直し)

第5条 教育長は、承認後3年ごとに県外からの志願者受入れの継続の可否を判断するものとする。

第3章 山形県立高等学校県外志願者受入審議委員会

(設置)

第6条 県外からの志願者受入れを承認する学校について審議するため、山形県立高等学校県外志願者受入審議委員会（以下「審議委員会」という。）を設置する。

(審議委員会への意見聴取)

第7条 教育長は、第3条の規定による承認を行う場合、あらかじめ、審議委員会の意見をきかなければならない。

2 教育長は、第5条の規定による承認の見直しを行う場合、必要に応じて審議委員会を開催し意見を聴取することができる。

(審議事項)

第8条 審議委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 県外からの志願者を受け入れる学校や学科に関する事項
- (2) 県外志願者受入の継続可否に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第9条 審議委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 教育次長（高校教育課を所管するものに限る。）
 - (2) 県高等学校長会会長
 - (3) 県高等学校長会理事長
 - (4) 県中学校長会会長
 - (5) 私立中学高等学校協会代表
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第10条 審議委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、審議委員会の会務を総理し、審議委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議委員会は、教育長が招集する。

- 2 審議委員会は、必要に応じて開催する。
- 3 審議委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長は、会議の議長となる。

5 審議委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第13条 審議委員会に関する庶務は、教育局高校教育課にて処理する。

(その他)

第14条 この章に定めるもののほか、審議委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

第4章 補則

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、県外からの志願者受入れに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

令和3年7月 6日一部改正

令和4年6月 23日一部改正

令和5年3月 27日一部改正

令和6年*月 *日一部改正

議第 2 号 の 1

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 2 月定例会に提案された下記条例案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により山形県知事から意見を求められた件について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県部設置条例等の一部を改正する条例案

提 案 理 由

山形県知事から上記議案の作成に当たり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 6 年 3 月 18 日提出

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

教政第 1285 号

令和 6 年 2 月 9 日

山形県知事 吉 村 美栄子 殿

山形県教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見
について

令和 6 年 2 月 9 日付け人第 537 号で意見を求められた下記条例案の作成について、
同意します。

記

山形県職員定数条例の一部を改正する条例案
山形県部設置条例等の一部を改正する条例案

議 第 号

山形県部設置条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県部設置条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県部設置条例等の一部を改正する条例

(山形県部設置条例の一部改正)

第1条 山形県部設置条例(昭和34年3月県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号ニを次のように改める。

ニ スポーツに関する事項(学校における体育に関する事項を除く。)

(山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第2条 山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例(令和2年3月県条例第2号)の一部を次のように改正する。

本則中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(山形県体育施設条例の一部改正)

2 山形県体育施設条例(昭和39年3月県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までの規定中「県教育委員会」を「知事」に改める。

第5条中「き損」を「毀損」に、「県教育委員会」を「知事」に改める。

第6条第1項、第9条第1項第3号及び第2項から第4項まで並びに第10条第1項第5号及び第2項中「県教育委員会」を「知事」に改める。

第13条中「県教育委員会規則」を「規則」に改める。

(山形県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

3 山形県スポーツ推進審議会条例(平成23年10月県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

(経過措置)

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令、条例若しくは教育委員会規則の規定により山形県教育委員会若しくは山形県教育委員会の委任を受けた者がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令、条例若しくは教育委員会規則の規定により山形県教育委員会若しくは山形県教育委員会の委任を受けた者に対してされている申請その他の行為で、施行日以後において第2条の規定による改正後の山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例本則第2号の規定により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、知事若しくは知事の委任を受けた者がした処分その他の行為又は知事若しくは知事の委任を受けた者に対してされた申請その他の行為とみなす。

提 案 理 由

教育委員会の権限に属する事務の一部を知事が管理し、及び執行するため提案するものである。

山形県部設置条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条（山形県部設置条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
(略)	(略)
(8) 観光文化スポーツ部	(8) 観光文化スポーツ部
イ 観光に関する事項	イ 観光に関する事項
ロ 文化振興に関する事項	ロ 文化振興に関する事項
ハ 文化財の保護に関する事項	ハ 文化財の保護に関する事項
ニ <u>スポーツによる地域活性化に関する事項</u>	ニ <u>スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）</u>

第2条（山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。
(1) 山形県立博物館及び山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館（以下「博物館等」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、博物館等のみに係るものを含む。）。	(1) 山形県立博物館及び山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館（以下「博物館等」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、博物館等のみに係るものを含む。）。
(2) <u>文化財の保護に関すること。</u>	(2) <u>スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。</u> (3) <u>文化財の保護に関すること。</u>

附則第2項関係（山形県体育施設条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
第1条 (略) (使用の許可)	第1条 (略) (使用の許可)
第2条 体育施設の施設又は設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、 <u>県教育委員会</u> の許可を受けなければならない。	第2条 体育施設の施設又は設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、 <u>知事</u> の許可を受けなければならない。
2 <u>県教育委員会</u> は、前項の許可に体育施設の管理上必要な条件を付することができる。 (使用の不許可)	2 <u>知事</u> は、前項の許可に体育施設の管理上必要な条件を付することができる。 (使用の不許可)
第3条 <u>県教育委員会</u> は、施設等の使用目的、使用方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。	第3条 <u>知事</u> は、施設等の使用目的、使用方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)

<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第4条 <u>県教育委員会</u>は、第2条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は施設等の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(損害賠償等)</p>	<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第4条 <u>知事</u>は、第2条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は施設等の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(損害賠償等)</p>
<p>第5条 使用者は、体育施設の施設又は設備を汚損し、若しくはき損し、又は滅失したときは、<u>県教育委員会</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(使用料の徴収等)</p>	<p>第5条 使用者は、体育施設の施設又は設備を汚損し、若しくは毀損し、又は滅失したときは、<u>知事</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(使用料の徴収等)</p>
<p>第6条 県は、第8条の規定により法人その他の団体であつて<u>県教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が体育施設の管理を行う場合を除き、使用者から別表に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6条 県は、第8条の規定により法人その他の団体であつて<u>知事</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が体育施設の管理を行う場合を除き、使用者から別表に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>
<p>第9条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、体育施設の管理を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その他体育施設の管理上<u>県教育委員会</u>が必要と認める基準</p>	<p>第9条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、体育施設の管理を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その他体育施設の管理上<u>知事</u>が必要と認める基準</p>
<p>2 指定管理者は、前項第2号の基準の範囲内で、あらかじめ<u>県教育委員会</u>の承認を受けて体育施設の休業日を定めるものとする。</p> <p>3 <u>県教育委員会</u>は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした休業日を公示するものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ<u>県教育委員会</u>の承認を受けて体育施設を臨時に使用させ、又は使用させないことができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p>2 指定管理者は、前項第2号の基準の範囲内で、あらかじめ<u>知事</u>の承認を受けて体育施設の休業日を定めるものとする。</p> <p>3 <u>知事</u>は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした休業日を公示するものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を受けて体育施設を臨時に使用させ、又は使用させないことができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>
<p>第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関し<u>県教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>2 第8条の規定により指定管理者が体育施設の</p>	<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関し<u>知事</u>が必要と認める業務</p> <p>2 第8条の規定により指定管理者が体育施設の</p>

管理を行う場合における第2条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第11条～第12条 (略)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

管理を行う場合における第2条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第11条～第12条 (略)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附則第3項関係 (山形県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例)

現 行	改 正 案
第1条 (略) (所掌事務)	第1条 (略) (所掌事務)
第2条 審議会は、 <u>教育委員会</u> の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。 (組織)	第2条 審議会は、 <u>知事</u> の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。 (組織)
第3条 (略) (委員)	第3条 (略) (委員)
第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、 <u>教育委員会</u> が任命する。	第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、 <u>知事</u> が任命する。
2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。	2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議を終了するまでとする。	3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議を終了するまでとする。

山形県部設置条例等の一部を改正する条例案の概要

第1 改正内容（山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例）

- スポーツに関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第21条の規定に基づき、教育委員会の職務権限とされている一方、条例で定めることにより、学校における体育に関するものを除き、知事はその権限の全てを行使できることとされている（地教行法第23条第1項）。
- 本県においては既に、スポーツに関する事務の一部（プロスポーツに関することのみ）について、地方自治法第180条の7に基づく委任により知事部局で管理執行しているが、スポーツ振興を巡る近年の情勢を鑑み、知事部局において学校体育を除く全てのスポーツ振興業務を一元的に管理し、地域振興や観光、健康づくり等の施策とより一層連携した施策展開を推進することを目的として、令和6年度組織改編において、教育委員会から知事部局へ「スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く）」を移管する。
- これに伴い、教育委員会の職務権限を知事が所管する根拠となる「山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」を改正するもの（なお当該条例は、令和2年度組織改編において「文化財の保護に関すること」等を教育委員会から知事部局に移管した際、新たに制定した条例）。

職務権限	現 行		改 正 後	
	知事部局に委任・移管	教育委員会所管	知事部局に委任・移管	教育委員会所管
文化に関する こと	文化振興に関する こと	図書館、公民館、 生涯学習など	文化振興に関する こと	図書館、公民館、 生涯学習など
文化財の保護 に関すること (R2 移管)	文化財の保護に関 すること（県立博物 館の管理等を含む）	—	文化財の保護に関 すること（県立博物 館の管理等を含む）	—
スポーツに関 すること (今回)	プロスポーツによ る地域活性化	学校体育・保健、 生涯・競技スポ ーツなど	スポーツに関する こと（学校体育を 除く）（プロスポ ーツ、生涯・競技ス ポーツなど）	学校体育・保健

※ 網掛が当該条例で知事部局へ移管する事務で、黒太枠が今回移管する事務（スポーツ）
（関連事務の全てを知事部局へ移管する場合に条例の規定が必要）

- また、以下の条例についてもあわせて改正（規定の整備等）を行う。
 - ・ 山形県部設置条例 → 知事部局における各部の分掌事務の整理
 - ・ 山形県体育施設条例 → 「教育委員会」から「知事」に改正
 - ・ 山形県スポーツ推進審議会条例 → 「教育委員会」から「知事」に改正

第2 施行期日

令和6年4月1日

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抄)

(教育委員会の職務権限)

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二～十一 - 略 -

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三 スポーツに関すること。

十四 文化財の保護に関すること。

十五～十九 - 略 -

(職務権限の特例)

第 23 条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二 スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

○地方自治法 (抄)

第 180 条の 7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員・・・に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員・・・をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。（ただし書略）

議第 2 号 の 2

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 2 月定例会に提案された下記条例案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により山形県知事から意見を求められた件について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県職員定数条例の一部を改正する条例案

提 案 理 由

山形県知事から上記議案の作成に当たり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 6 年 3 月 18 日提出

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

教政第 1285 号

令和 6 年 2 月 9 日

山形県知事 吉 村 美栄子 殿

山形県教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見
について

令和 6 年 2 月 9 日付け人第 537 号で意見を求められた下記条例案の作成について、
同意します。

記

山形県職員定数条例の一部を改正する条例案
山形県部設置条例等の一部を改正する条例案

議 第 号

山形県職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員定数条例の一部を改正する条例

山形県職員定数条例（昭和24年8月県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「4,084」を「4,128」に、「6,253」を「6,297」に改め、同条第5号中「270」を「254」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

教育委員会の権限に属する事務の一部を知事が管理し、及び執行すること等に伴い、職員の定数を変更するため提案するものである。

山形県職員定数条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
（職員の定数）	（職員の定数）
第2条 職員の定数は次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は次に掲げるとおりとする。
（1） 知事の事 一般会計 <u>4,084</u>	（1） 知事の事 一般会計 <u>4,128</u>
務部局の職員 企業特別会計 165	務部局の職員 企業特別会計 165
病院事業特別 2,004	病院事業特別 2,004
会計	会計
計 <u>6,253</u>	計 <u>6,297</u>
（2）～（4） 一略一 一略一	（2）～（4） 一略一 一略一
（5） 教育委員会の事務部局 <u>270</u>	（5） 教育委員会の事務部局 <u>254</u>
の職員	の職員
（6）～（4） 一略一 一略一	（6）～（4） 一略一 一略一

山形県職員定数条例の一部を改正する条例案の概要

第1 改正内容

- スポーツに関する事務（学校体育を除く）の知事部局への移管に伴い、当該事務分に係る職員定数を教育委員会から知事部局に移管するため、山形県職員定数条例を改正する。
- 定数の変動（増減）については以下のとおり。

【 知事部局 +44（うちスポーツ分+20） 教育委員会 ▲20 】

（教育委員会の定数減の内訳）

	事 務 (事務局定数)	教 員		合 計
		(事務局定数)	(学校定数)	
教育委員会	▲4	▲12	▲4	▲20
	①		②	

- ※ ①：「山形県職員定数条例」における「教育委員会事務局」の定数から減じる分（▲16） 【→本議案】
- ※ ②：「山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例（学校職員定数条例）」における「高等学校・教員」の定数から減じる分（▲4） 【→議第2号の3の一部】

<参考：過去の事例>

- ・ 文化財保護に関する事務の知事部局への移管（令和2年度組織改編：知事部局+27、教育委員会▲27）に伴い、令和2年2月定例会において、山形県職員定数条例及び学校職員定数条例を一部改正

（教育委員会の定数減（▲27）の内訳）

- ①：山形県職員定数条例からの減 → ▲16
- ②：学校職員定数条例からの減 → ▲11

第2 施行期日

令和6年4月1日

議第 2 号 の 3

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 2 月定例会に提案された下記条例案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により山形県知事から意見を求められた件について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

提 案 理 由

山形県知事から上記議案の作成に当たり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 6 年 3 月 18 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

教職第642号

令和6年2月9日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

山形県教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見
について

令和6年2月9日付け教職第581号で意見を求められた下記条例案の作成につい
て、同意します。

記

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の
定数に関する条例の一部を改正する条例案

議 第 号

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教 員	養 護 教 員	栄 養 教 諭	寄 宿 舎 指 導 員	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	その他 の職員	計
市町村立 学校	人 5,605	人 319	人 64	人	人	人 344	人	人 10	人 6,342
県立中学 校	24	2				2		3	31
県立特別 支援学校	823	26		69	24	50		65	1,057

県立高等 学校	1,697	53			143	150	14	111	2,168
------------	-------	----	--	--	-----	-----	----	-----	-------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童及び生徒並びに学級の数の変動等に伴い、学校職員の定数を変更するため提案するものである。

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行									改 正 案										
別表									別表										
区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舎指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計	区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舎指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人	人	人	人
市町村立学校	5,568	321	63			342		10	6,304	市町村立学校	5,605	319	64			344		10	6,342
県立中学校	17	1				1		1	20	県立中学校	24	2				2		3	31
県立特別支援学校	807	26		69	24	50		65	1,041	県立特別支援学校	823	26		69	24	50		65	1,057
県立高等学校	1,742	53			146	153	14	113	2,221	県立高等学校	1,697	53			143	150	14	111	2,168

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

児童及び生徒並びに学級の数の変動等に伴い、学校職員の定数を改正するもの。

2 改正内容

学校職員の定数

区 分	現 行	改正案	増 減
市町村立学校	6, 3 0 4 人	6, 3 4 2 人	3 8 人
県立中学校	2 0 人	3 1 人	1 1 人
県立特別支援学校	1, 0 4 1 人	1, 0 5 7 人	1 6 人
県立高等学校	2, 2 2 1 人	2, 1 6 8 人	△ 5 3 人

[増減の主な理由]

- ・市町村立学校 : 特別支援学級数の増加に伴う増
- ・県立中学校 : 新設に伴う増
- ・特別支援学校 : 児童生徒数の増加、学級数の増加に伴う増
- ・県立高等学校 : 各地区における県立高校再編整備計画に伴う学級数の減並びにスポーツに関する事務の知事部局への移管に伴う減

3 施行日

令和6年4月1日

議第 3 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定に基づく
意見に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 2 月定例会に提案された下記条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 2 項の規定により山形県議会議長から意見を求められ、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県部設置条例等の一部を改正する条例の設定について

提 案 理 由

山形県議会議長から上記条例の制定に当たり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 6 年 3 月 18 日提出

山形県教育委員会

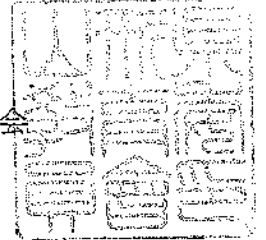
教育長 高 橋 広 樹

教政第 1322 号

令和 6 年 2 月 20 日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

山形県教育委員会



意見の聴取について

令和 6 年 2 月 19 日付け議調第 219 号で意見を求められた下記条例の制定については、
適当なものと認めます。

記

議第 45 号 山形県部設置条例等の一部を改正する条例の設定について
(教育委員会の職務権限の特例に係る部分に限る。)

議第 号

山形県部設置条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県部設置条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県部設置条例等の一部を改正する条例

(山形県部設置条例の一部改正)

第1条 山形県部設置条例(昭和34年3月県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号ニを次のように改める。

ニ スポーツに関する事項(学校における体育に関する事項を除く。)

(山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第2条 山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例(令和2年3月県条例第2号)の一部を次のように改正する。

本則中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(山形県体育施設条例の一部改正)

2 山形県体育施設条例(昭和39年3月県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までの規定中「県教育委員会」を「知事」に改める。

第5条中「き損」を「毀損」に、「県教育委員会」を「知事」に改める。

第6条第1項、第9条第1項第3号及び第2項から第4項まで並びに第10条第1項第5号及び第2項中「県教育委員会」を「知事」に改める。

第13条中「県教育委員会規則」を「規則」に改める。

(山形県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

3 山形県スポーツ推進審議会条例(平成23年10月県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

(経過措置)

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令、条例若しくは教育委員会規則の規定により山形県教育委員会若しくは山形県教育委員会の委任を受けた者がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令、条例若しくは教育委員会規則の規定により山形県教育委員会若しくは山形県教育委員会の委任を受けた者に対してされている申請その他の行為で、施行日以後において第2条の規定による改正後の山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例本則第2号の規定により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、知事若しくは知事の委任を受けた者がした処分その他の行為又は知事若しくは知事の委任を受けた者に対してされた申請その他の行為とみなす。

提 案 理 由

教育委員会の権限に属する事務の一部を知事が管理し、及び執行するため提案するものである。

山形県部設置条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条（山形県部設置条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
(略)	(略)
(8) 観光文化スポーツ部	(8) 観光文化スポーツ部
イ 観光に関する事項	イ 観光に関する事項
ロ 文化振興に関する事項	ロ 文化振興に関する事項
ハ 文化財の保護に関する事項	ハ 文化財の保護に関する事項
ニ <u>スポーツによる地域活性化に関する事項</u>	ニ <u>スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）</u>

第2条（山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。
(1) 山形県立博物館及び山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館（以下「博物館等」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、博物館等のみに係るものを含む。）。	(1) 山形県立博物館及び山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館（以下「博物館等」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、博物館等のみに係るものを含む。）。
(2) <u>文化財の保護に関すること。</u>	(2) <u>スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。</u> (3) <u>文化財の保護に関すること。</u>

附則第2項関係（山形県体育施設条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
第1条 (略) (使用の許可)	第1条 (略) (使用の許可)
第2条 体育施設の施設又は設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、 <u>県教育委員会</u> の許可を受けなければならない。	第2条 体育施設の施設又は設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、 <u>知事</u> の許可を受けなければならない。
2 <u>県教育委員会</u> は、前項の許可に体育施設の管理上必要な条件を付することができる。 (使用の不許可)	2 <u>知事</u> は、前項の許可に体育施設の管理上必要な条件を付することができる。 (使用の不許可)
第3条 <u>県教育委員会</u> は、施設等の使用目的、使用方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。	第3条 <u>知事</u> は、施設等の使用目的、使用方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)

<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第4条 <u>県教育委員会</u>は、第2条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は施設等の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(損害賠償等)</p>	<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第4条 <u>知事</u>は、第2条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は施設等の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(損害賠償等)</p>
<p>第5条 使用者は、体育施設の施設又は設備を汚損し、若しくはき損し、又は滅失したときは、<u>県教育委員会</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(使用料の徴収等)</p>	<p>第5条 使用者は、体育施設の施設又は設備を汚損し、若しくは毀損し、又は滅失したときは、<u>知事</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(使用料の徴収等)</p>
<p>第6条 県は、第8条の規定により法人その他の団体であつて<u>県教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が体育施設の管理を行う場合を除き、使用者から別表に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6条 県は、第8条の規定により法人その他の団体であつて<u>知事</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が体育施設の管理を行う場合を除き、使用者から別表に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>
<p>第9条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、体育施設の管理を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その他体育施設の管理上<u>県教育委員会</u>が必要と認める基準</p>	<p>第9条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、体育施設の管理を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その他体育施設の管理上<u>知事</u>が必要と認める基準</p>
<p>2 指定管理者は、前項第2号の基準の範囲内で、あらかじめ<u>県教育委員会</u>の承認を受けて体育施設の休業日を定めるものとする。</p> <p>3 <u>県教育委員会</u>は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした休業日を公示するものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ<u>県教育委員会</u>の承認を受けて体育施設を臨時に使用させ、又は使用させないことができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p>2 指定管理者は、前項第2号の基準の範囲内で、あらかじめ<u>知事</u>の承認を受けて体育施設の休業日を定めるものとする。</p> <p>3 <u>知事</u>は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした休業日を公示するものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を受けて体育施設を臨時に使用させ、又は使用させないことができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>
<p>第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関し<u>県教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>2 第8条の規定により指定管理者が体育施設の</p>	<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関し<u>知事</u>が必要と認める業務</p> <p>2 第8条の規定により指定管理者が体育施設の</p>

管理を行う場合における第2条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第11条～第12条 (略)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

管理を行う場合における第2条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第11条～第12条 (略)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附則第3項関係 (山形県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例)

現 行	改 正 案
第1条 (略) (所掌事務)	第1条 (略) (所掌事務)
第2条 審議会は、 <u>教育委員会</u> の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。 (組織)	第2条 審議会は、 <u>知事</u> の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。 (組織)
第3条 (略) (委員)	第3条 (略) (委員)
第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、 <u>教育委員会</u> が任命する。	第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、 <u>知事</u> が任命する。
2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。	2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議を終了するまでとする。	3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議を終了するまでとする。

山形県部設置条例等の一部を改正する条例案の概要

第1 改正内容（山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例）

- スポーツに関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第21条の規定に基づき、教育委員会の職務権限とされている一方、条例で定めることにより、学校における体育に関するものを除き、知事はその権限の全てを行使できることとされている（地教行法第23条第1項）。
- 本県においては既に、スポーツに関する事務の一部（プロスポーツに関することのみ）について、地方自治法第180条の7に基づく委任により知事部局で管理執行しているが、スポーツ振興を巡る近年の情勢を鑑み、知事部局において学校体育を除く全てのスポーツ振興業務を一元的に管理し、地域振興や観光、健康づくり等の施策とより一層連携した施策展開を推進することを目的として、令和6年度組織改編において、教育委員会から知事部局へ「スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く）」を移管する。
- これに伴い、教育委員会の職務権限を知事が所管する根拠となる「山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」を改正するもの（なお当該条例は、令和2年度組織改編において「文化財の保護に関すること」等を教育委員会から知事部局に移管した際、新たに制定した条例）。

職務権限	現 行		改 正 後	
	知事部局に委任・移管	教育委員会所管	知事部局に委任・移管	教育委員会所管
文化に関する こと	文化振興に関する こと	図書館、公民館、 生涯学習など	文化振興に関する こと	図書館、公民館、 生涯学習など
文化財の保護 に関すること (R2 移管)	文化財の保護に関 すること（県立博物 館の管理等を含む）	—	文化財の保護に関 すること（県立博物 館の管理等を含む）	—
スポーツに関 すること (今回)	プロスポーツによ る地域活性化	学校体育・保健、 生涯・競技スポ ーツなど	スポーツに関する こと（学校体育を 除く）（プロスポ ーツ、生涯・競技ス ポーツなど）	学校体育・保健

※ 網掛が当該条例で知事部局へ移管する事務で、黒太枠が今回移管する事務（スポーツ）
（関連事務の全てを知事部局へ移管する場合に条例の規定が必要）

- また、以下の条例についてもあわせて改正（規定の整備等）を行う。
 - ・ 山形県部設置条例 → 知事部局における各部の分掌事務の整理
 - ・ 山形県体育施設条例 → 「教育委員会」から「知事」に改正
 - ・ 山形県スポーツ推進審議会条例 → 「教育委員会」から「知事」に改正

第2 施行期日

令和6年4月1日

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抄)

(教育委員会の職務権限)

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二～十一 - 略 -

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三 スポーツに関すること。

十四 文化財の保護に関すること。

十五～十九 - 略 -

(職務権限の特例)

第 23 条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二 スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

○地方自治法 (抄)

第 180 条の 7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員・・・に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員・・・をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。（ただし書略）

議第 4 号

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を次のよう
に制定する。

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則（昭和50年7月県教育委員会規則第
7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「免除」を「免除し、及び中学校の生徒又はこれに準ずる者がその活
動に参加する団体が使用する場合にあつては同表に定める額の5分の4に相当
する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減
額」に改める。

別表中 「

山形県立鶴岡南高等学校
山形県立鶴岡北高等学校

」 を 「

山形県立致道館高等学校

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

中学校の生徒等がその活動に参加する団体に係る使用料を減額することができる
ようにするため及び山形県立鶴岡南高等学校及び山形県立鶴岡北高等学校が山形県
立致道館高等学校に再編されることに伴い規定の整備を図るため提案するものであ
る。

令和6年3月18日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第4条 一略一 （使用料の減免）</p> <p>第5条 開放された体育施設の使用料については、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第10条ただし書の規定により、電気、ガス、水道又は冷暖房を使用する場合にあつては山形県立学校施設使用料条例（昭和39年10月県条例第71号）の表備考第2項に規定する光熱水費の実費に相当する額を免除する。</p>	<p>第1条～第4条 一略一 （使用料の減免）</p> <p>第5条 開放された体育施設の使用料については、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第10条ただし書の規定により、電気、ガス、水道又は冷暖房を使用する場合にあつては山形県立学校施設使用料条例（昭和39年10月県条例第71号）の表備考第2項に規定する光熱水費の実費に相当する額を免除し、及び<u>中学校の生徒又はこれに準ずる者がその活動に参加する団体が使用する場合にあつては同表に定める額の5分の4に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減額する。</u></p>
<p>第6条 一略一 附 則 一略一</p>	<p>第6条 一略一 附 則 一略一</p>

別表

開放校
山形県立山形南高等学校
山形県立山形西高等学校
山形県立山形北高等学校
山形県立山形工業高等学校
山形県立山形中央高等学校
山形県立天童高等学校
山形県立寒河江工業高等学校
山形県立谷地高等学校
山形県立村山産業高等学校
山形県立東桜学館高等学校
山形県立新庄北高等学校最上校
山形県立新庄南高等学校金山校
山形県立新庄神室産業高等学校
山形県立新庄神室産業高等学校真室川校
山形県立米沢商業高等学校
山形県立南陽高等学校
山形県立長井高等学校
山形県立荒砥高等学校
山形県立鶴岡南高等学校
山形県立鶴岡北高等学校
山形県立鶴岡工業高等学校
山形県立加茂水産高等学校

別表

開放校
山形県立山形南高等学校
山形県立山形西高等学校
山形県立山形北高等学校
山形県立山形工業高等学校
山形県立山形中央高等学校
山形県立天童高等学校
山形県立寒河江工業高等学校
山形県立谷地高等学校
山形県立村山産業高等学校
山形県立東桜学館高等学校
山形県立新庄北高等学校最上校
山形県立新庄南高等学校金山校
山形県立新庄神室産業高等学校
山形県立新庄神室産業高等学校真室川校
山形県立米沢商業高等学校
山形県立南陽高等学校
山形県立長井高等学校
山形県立荒砥高等学校
山形県立致道館高等学校
山形県立鶴岡工業高等学校
山形県立加茂水産高等学校

議第 5 号

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則を次のよう
に制定する。

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則
教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和 2 年 7 月県教育委員会規則第
12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「指針第 3（1）」を「指針第 2 章第 1 節（1）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 7 条第 1 項に
基づき文部科学大臣が定めた指針の改正内容に伴い提案するものである。

令和 6 年 3 月 18 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義) 第2条 一略一 (1) 一略一 (2) 一略一 (3) 在校等時間 指針第3(1)の規定に基づき算定する教育職員が学校教育活動に関する業務を行う時間として外形的に把握することができる時間をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 一略一 (1) 一略一 (2) 一略一 (3) 在校等時間 指針第2章第1節(1)の規定に基づき算定する教育職員が学校教育活動に関する業務を行う時間として外形的に把握することができる時間をいう。</p>

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の改正について

1 改正理由

改正給特法第7条第1項に基づき文部科学大臣が定めた指針が令和3年4月1日に改正され、令和2年7月21日に策定した教育委員会規則「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の一部において、表記の修正が必要となったために改正するもの。

2 改正の概要

教育委員会規則第2条第3号において、在校等時間の定義を「指針第3（1）の規定に基づき」としていたが、指針が改正され、「第3（1）」の本文が、文言はそのままで「第2章第1節（1）」に移行された。そのため、教育委員会規則第2条第3号の「指針第3（1）」を「指針第2章第1節（1）」に改めるものである。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。